

世田谷区健康危機管理対策基本指針

平成17年3月31日

世保企発第362号

第1章 健康危機管理対策の基本的考え方

(目的)

第1条 この指針は、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生ずる区民の生命、健康の安全を脅かす事態（以下「健康危機」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等、区が実施する対策（以下「健康危機管理対策」という。）の手順等を定め、もつて区民の生命と健康の安全確保に万全を期することを目的とする。

(基本的な視点)

第2条 健康危機管理対策に当たっての基本的な視点は、次のとおりとする。

- (1) 区民の生命と健康の安全確保を第一とする。
- (2) 健康被害の発生予防に努めるとともに、迅速かつ適切な対応により、被害の拡大防止及び事態収拾に努める。
- (3) 警察や消防等の関係機関との情報収集や調査活動等における緊密な連携と協力体制を確保する。
- (4) 被害の程度に応じた適切な医療を確保するため、既存の医療機関などの医療資源を有効活用し、医療確保等に努める。
- (5) 区民に対する適切な情報提供に努める。
- (6) 区民のプライバシーや個人情報の保護に十分配慮する。

(健康危機の分類)

第3条 健康危機は、その原因及び規模に応じ、次のように区分する。

(1) 原因別分類

健康危機は、想定される原因から以下の3種に分類する。

- ア 食品・医薬品、感染症
- イ 重大事故・事件による災害
- ウ 大規模自然災害

(2) 規模別分類

健康危機は、規模に応じて以下の3段階のレベルに分類する。

ア 健康危機管理レベル1

新たな健康被害に対する不安がある場合又は原因が特定でき被害の拡大の恐れが少ない場合

イ 健康危機管理レベル2

原因は特定できるが被害状況の拡大が予想される場合又は原因が不明で被害の拡大が懸念される場合

ウ 健康危機管理レベル3

区内全域にわたり被害が急速に拡大し、健康危機の状況が深刻で全庁をあげて対応すべき事態である場合

第2章 健康危機管理対策の諸活動

(諸活動による対応)

第4条 健康危機管理対策の諸活動は、健康危機発生 of 各段階において次に示す事項に従い、適切に処理するものとする。

(1) 原因の特定等調査活動

ア 現地調査

イ 消防署・警察署との連携

ウ 地区医師会、医療機関との連携

エ 国、東京都、近隣自治体との連携

オ 検査機関との連携

(2) 医療救護活動

ア 消防署との連絡調整

イ 地区医師会、医療機関との連携

(3) 被害拡大防止活動

ア 警察署・消防署その他関係機関との連携による被害拡大防止

(4) 東京都、近隣自治体その他関係機関との連携業務

ア 情報連絡体制

イ 検査体制

ウ 被害拡大防止対策

エ その他必要な対策

(5) 広報活動

ア 区民の被害状況及び不安拡大防止のための情報提供

イ 治療等の情報提供(治療方法・費用負担等を含む)

ウ 再発防止のための情報提供

エ 関係各機関との相互連携による広報

(6) 事後処理

ア 事案概要の総括

イ 被害状況の把握

ウ 終息宣言

エ 再発防止のための情報提供

2 前項の諸活動を行うため、健康危機管理レベルごとの組織体制を構成する。

第3章 健康危機管理対策の流れ

(初動時の対応)

第5条 健康危機が発生し、または発生するおそれがある場合、情報を知り得た職員は状況を把握し、所属長及び所属部長を通して健康危機への初動（受付）対応を行う保健所の担当課（以下「初動担当課」という。）に速やかに連絡する。ただし、初動担当課を特定し難い場合は、保健所健康企画課が初動時の対応を行うものとする。

初動担当課長は、保健所長に報告する。

(世田谷保健所健康危機管理対策会議の開催)

第6条 保健所長は、必要と認めた場合は、速やかに世田谷保健所健康危機管理対策会議（以下「会議」という。）を開催する。

1 会議は、次の事項について協議する。

- (1) 健康危機体制か通常業務体制かどうかの判断に関する事。
- (2) 健康危機管理レベルの設定に関する事。
- (3) 当面の対策に係る基本方針の策定に関する事。
- (4) 関係諸機関（都、警察・消防、地区医師会、医療機関及び関係所管等との連絡調整に関する事。
- (5) 原因究明のための調査活動に関する事。
- (6) 被害状況の把握及び被害拡大の防止に関する事。
- (7) 被害者に対する適切な保健医療の確保に関する事。
- (8) 区民等に対する広報活動に関する事。
- (9) 世田谷区健康危機管理連絡会の設置に関する事。
- (10) その他保健所長が必要と認める事項に関する事。

2 会議の長に保健所長を、副長は副所長を、その他保健所各課長、健康危機の発生を管轄する総合支所地域振興課長及び健康づくり課長、広報広聴課長及び危機管理担当課長をもってあてる。

3 保健所長は、その他必要と認める者の出席を求めることができる。

4 協議事項の立案は、初動担当課が行い、会議の庶務は健康企画課が処理する。

(世田谷保健所健康危機管理対策初動本部の設置)

第7条 保健所長は、会議又は世田谷区危機管理対策会議の決定に基づき、世田谷保健所健康危機管理対策初動本部「以下「初動本部」という。」を設置する。

2 初動本部は、健康危機に対し第4条に示すものの他、保健所を挙げての

対応に係る次の事項について所掌する。

- (1) 基本方針を踏まえた初動措置の実施に関すること。
- (2) その他保健所長が必要と認める事項に関すること。
- 3 初動本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は保健所長を、副本部長は副所長を、本部員は保健所各課長、健康危機の発生を管轄する総合支所地域振興課長及び健康づくり課長、広報広聴課長及び危機管理担当課長をもってあてる。
- 4 本部長は、本部に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 所掌事項の立案は、初動担当課が行い、本部の庶務は健康企画課が処理する。

(世田谷保健所健康危機管理対策本部の設置)

第8条 保健所長は、会議・初動本部又は世田谷区危機管理対策会議の決定に基づき、世田谷保健所健康危機管理対策本部「以下「本部」という。」を設置する。

- 2 本部は、健康危機に対し第4条に示すものの他、保健所を挙げての対応に係る次の事項について所掌する。
 - (1) 状況に応じた応援職員の要請に関すること。
 - (2) その他保健所長が必要と認める事項に関すること。
- 3 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は保健所長を、副本部長は副所長を、本部員は保健所各課長、健康危機の発生を管轄する総合支所地域振興課長及び健康づくり課長、広報広聴課長及び危機管理担当課長をもってあてる。
- 4 本部長は、本部に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 所掌事項の立案は、初動担当課が行い、本部の庶務は健康企画課が処理する。

(世田谷区健康危機管理対策本部の設置)

第9条 会議又は初動本部、本部又は世田谷区危機管理対策会議の決定に基づき、世田谷区健康危機管理対策本部「以下「対策本部」という。」を設置する。

- 2 対策本部は、健康危機に対し第4条に示すものの他、区を挙げての対応に係る次の事項について所掌する。
 - (1) 東京都健康危機管理対策本部との連携に関すること。
 - (2) その他区長が必要と認める事項に関すること
- 3 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員を置き、本部長は区長を、副本部長は副区長を、本部員は総務部長、危機管理室長、政策経営部長、全総合支所長、保健所長及び担当関係部長をもってあてる。

- 4 本部長は、対策本部に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 所掌事項の立案は、初動担当課が行い、対策本部の庶務は健康企画課が処理する。

(世田谷区災害対策本部への移行)

第10条 健康危機の規模の拡大等、事態が悪化する際には、区長の決定により、世田谷区災害対策本部が設置され、世田谷区地域防災計画に基づく体制に移行する。

- 2 世田谷区災害対策本部は、対策本部の業務を引き継ぐものとする。
- 3 災害対策本部の庶務は危機・災害対策課が処理する。

(終息宣言)

第11条 健康危機の沈静化が確認された場合は、レベル1、2においては保健所長、レベル3において区長は、必要に応じて終息宣言を行い、区民の不安解消に努めるとともに、健康危機管理体制を解除し平常時体制への復帰を行う。

第4章 終息後の対応

(検証・評価)

- 第12条 保健所長は、健康危機管理対策が円滑、かつ効果的に実施されたかを検証し評価する。
- 2 保健所長は、必要に応じて関係諸機関との間に、世田谷区健康危機管理連絡会を開催し、相互の情報交換により適切な健康危機管理対策が図られるよう努める。

第5章 委任

(委任)

第13条 この指針に定めるものの他、具体的な健康危機管理対策については、別途定める。

附則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

この指針は、平成18年5月24日から施行する。